

汚染状況及び項目別の対策方針の整理

| | | ベンゼン | 油臭 | 油膜 | TPH | 鉛 | 砒素 | ふっ素 | ほう素 |
|------|------|--|---|------------------------|------------------------------|--|--|--|---|
| 盛土 | 汚染状況 | J7-5の1区画で溶出量基準不適合を確認。 | 30箇所の30m格子で、判定値1以上で確認。 | 16箇所の30m格子で、判定値1以上で確認。 | 21箇所の30m格子で、1,000mg/kg以上で確認。 | 溶出量、含有量ともに全て基準適合を確認。 | 80箇所の30m格子で、溶出量基準不適合を確認。含有量は全て基準適合を確認。 | 8箇所の30m格子で、溶出量基準不適合を確認。含有量は全て基準適合を確認。 | 溶出量、含有量ともに全て基準適合を確認。 |
| | 対策土量 | 50m ³ | <ul style="list-style-type: none"> 施設の安全管理上必要となる「判定値2以上の油臭」に対して、整備工事に際し、必要に応じて対策を実施。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 現状でも安全は確保されているため、地表面の被覆又は盛土を施した状態で管理する。 原則として、土壌の飛散と流出の防止を図る。 | | | — |
| | 対策方針 | 土壌汚染の除去等 | | | | | | | |
| | 実施時期 | 整備工事着手前 | | | | | | | |
| 埋土 | 汚染状況 | 敷地の東側を中心に計40区画で溶出量基準不適合を確認（L2格子を除く）。内15区画は第二溶出量基準にも不適合。 | 94地点で、判定値1以上で確認。 | 12箇所の30m格子で、判定値1以上で確認。 | 20箇所の30m格子で、1,000mg/kg以上で確認。 | 12箇所の30m格子で、溶出量基準不適合を確認。含有量は全て基準適合を確認。 | 31箇所の30m格子で、溶出量基準不適合を確認。含有量は全て基準適合を確認。 | 26箇所の30m格子で、溶出量基準不適合を確認。含有量は全て基準適合を確認。 | 溶出量、含有量ともに全て基準適合を確認。 |
| | 対策土量 | 9344.8m ³ 、内2830m ³ は第二溶出量不適合 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の安全管理上必要となる「判定値2以上の油臭」に対して、整備工事に際し、必要に応じて対策を実施。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 現状でも安全は確保されているため、整備工事に際し土の移動が必要な場合には、そのトレーサビリティを確保する。 ※新市場計画建屋範囲、民間事業者への譲渡範囲については「埋立地特例区域」、それ以外については「一般管理区域」として管理する。 原則として、土壌の飛散と流出の防止を図る。 | | | — |
| | 対策方針 | 土壌汚染の除去等 | | | | | | | |
| | 汚染土量 | 整備工事着手前 | | | | | | | |
| 自然地盤 | 汚染状況 | 全て溶出量基準適合を確認。 | 全て判定値0 | 全て判定値0 | 全て定量下限値未満 | 15箇所の30m格子で、溶出量基準不適合を確認。1箇所の30m格子で含有量基準不適合を確認。 | 34箇所の30m格子で、溶出量基準不適合を確認。含有量は全て基準適合を確認。 | 19箇所の30m格子で、溶出量基準不適合を確認。含有量は全て基準適合を確認。 | 溶出量、含有量ともに全て基準適合を確認。 |
| | 対策土量 | — | — | | | <ul style="list-style-type: none"> 現状でも安全は確保されているため、整備工事に際し土の移動が必要な場合には、そのトレーサビリティを確保する。 対策工事では、自然地盤の土壌の掘削や移動はない。 | | | — |
| | 対策方針 | | | | | | | | |
| | 実施時期 | | | | | | | | |
| 地下水 | 汚染状況 | 土壌溶出量不適合区画では、21地点中19地点で地下水基準不適合を確認。土壌溶出量適合区画では、28地点中3地点で地下水基準不適合を確認。 | 29地点中2地点で判定値2 | 全て判定値0 | 全て定量下限値未満 | 全て基準値に適合。 | 29地点中8地点で地下水基準不適合を確認。 | 29地点中25地点で地下水基準不適合を確認。 | 29地点中7地点で地下水基準不適合を確認。 ※主に締切護岸の西側に存在。 |
| | 対策方針 | 地下水の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の安全管理上必要となる「判定値2以上の油臭」に対して、整備工事に際し、必要に応じて対策を実施。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 整備工事に際し、必要に応じ対策を実施 ※下水道等に放流する場合には、排除基準又は排水基準に適合している地下水の水処理は不要。 | | | |
| | 実施時期 | 新市場開場後も含め、中長期的な浄化を目指す | | | | | | | |